

## 一般社団法人鳥獣管理技術協会 賛助会員規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人鳥獣管理技術協会（以下「協会」という。）定款第7条及び第8条の規程に基づき、協会の賛助会員について、必要な事項を定める。

### (賛助会員)

第2条 賛助会員の種類は、協会の目的に賛同し後援する法人、団体または個人とする。

### (入会手続)

第3条 賛助会員になろうとする者（以下「申請者」という。）は、入会申込書（第1号様式）を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (届出事項の変更)

第4条 賛助会員は、法人、団体にあつては名称又は所在地若しくは代表者の氏名、個人にあつては住所又は氏名にそれぞれ変更が生じたときは、速やかに変更届（第2号様式）により会長に届け出るものとする。

### (会費)

第5条 賛助会員は、年会費として賛助会費を納入しなければならない。

2 賛助会員の会費は、次のとおりとする。

(1) 法人及び団体 一口 10,000円

(2) 個人 一口 5,000円

3 賛助会費は、4月1日から翌年3月31日までの間に、一括して協会に納入するものとする。

4 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

### (賛助会員の特典)

第6条 賛助会員は次の特典を享受することができる。

(1) 協会が発行する情報誌の配布を無料で受けることができる。

(2) 協会情報誌、ホームページ、作成資料等に法人名、団体名及び個人名を掲載することができる。ただし、掲載箇所、掲載方法、掲載時期は協会が決定する。

(3) 協会が主催または共催する研修会、セミナー等の情報提供を受けることができる。

(4) 必要に応じて情報の提供を受けることができる。

### (会費の使途)

第7条 第5条に規定する会費は、毎事業年度における当該年度の事業に使用する。

(除名)

第8条 賛助会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

(1) 本規程に違反する行為または著しく道義にもとる行為をする等、協会の名誉を著しく傷つけ、信用を失わせるような行為があったとき。

(2) 協会の目的に反する行為があったとき。

2 協会は、前項に規定する賛助会員の除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第9条 賛助会員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および都道府県における反社会的勢力の排除に関する条例に定める暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者として法令その他に定める者のいずれにも該当しないことを確約する。

2 賛助会員は、自らまたは第三者を利用して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為、偽計または威力を用いて業務を妨害し、もしくは信用を毀損する行為、または法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為をしないことを確約する。

(退会)

第10条 賛助会員は、いつでも退会することができる。

2 退会するときは、あらかじめ退会届(第3号様式)を会長に提出しなければならない。

3 賛助会費を2年以上納入しないとき又は賛助会員が解散ないし死亡したときは、退会したものとみなす。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第12条 この規程のほか、賛助会員の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附則

1 この規程は、一般社団法人鳥獣管理技術協会設立の登記の日から施行する。

第1号様式

賛助会員入会申込書

令和 年 月 日

一般社団法人鳥獣管理技術協会 会長殿

貴協会の趣旨に賛同し、入会の申し込みをします。

賛助会員種別	法人 / 団体 / 個人
名称 (法人・団体名) (個人は氏名を記載)	(法人・団体名) (代表者役職・氏名) 印
所在地 (個人は住所を記載)	〒
加入口数 (法人、団体は一口 10,000 円) (個人は一口 5,000 円)	口
賛助会員の法人・団体名または氏名の開示	許可する ・ 許可しない
ご担当者連絡先	(担当者名) (担当部署) (電話番号) (FAX 番号) (E メール)
<p>個人情報の取扱いについて</p> <p>1. 利用目的 一般社団法人鳥獣管理技術協会（以下「協会」）が賛助会員申込に伴い収集させていただきます個人情報は、協会からの書類や行事等の案内送付及びこれら付随した業務に利用させていただきます。それ以外の目的には利用致しません。</p> <p>2. 個人情報の第三者への提供・委託 収集した個人情報は発送業務委託のため第三者へ委託する場合があります。この提供先以外には法令に基づく場合を除き、第三者に提供・委託することはありません。</p> <p>3. 個人情報提供の任意性 賛助会員申込書にある「名称、所在地、ご担当者連絡先」は必ずご記入ください。また、「個人情報の取扱いについて」に同意いただけない場合は、書類や行事等の案内をお送りすることが出来ませんのでご了承下さい。</p> <p>個人情報の取扱いについて</p> <p><input type="checkbox"/>同意する    <input type="checkbox"/>同意しない (いずれかに✓を記入。)</p>	

お申し込みは、FAX または E メールでお願いします。

FAX 050-3173-2556

E メール info@jwms-japan.com

第2号様式

賛助会員 変更届

令和 年 月 日

一般社団法人鳥獣管理技術協会 会長殿

以下の内容を変更します。

変更する内容

↓↓↓

変更後の内容

お申し込みは、FAX または E メールでお願いします。

FAX 050-3173-2556      E メール info@jwms-japan.com

第3号様式

賛助会員 退会届

令和 年 月 日

一般社団法人鳥獣管理技術協会 会長殿

貴協会の賛助会員を退会します。

氏名または法人、団体名	
連絡先住所	〒  電話番号
退会年度	平成 年度より退会します。
退会理由	

お申し込みは、FAX または E メールでお願いします。

FAX 050-3173-2556 E メール info@jwms-japan.com